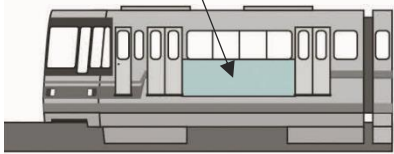
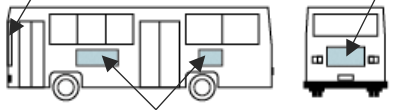


車両利用広告物の許可基準

車両を利用する屋外広告物	
電車	路線バス
<p>【1車両当たりの表示面積が8㎡未満のもの】 車体のそれぞれの面の表示面積は4㎡以下</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>窓・ドア等のガラス部分に掲出するものでないこと。</p> <p>【1車両当たりの表示面積が8㎡以上のもの】 市長が別に定める基準に適合するものであること。</p>	<p>【1車両当たりの表示面積が4㎡未満のもの】 前面に表示するものでないこと。後面は1.7㎡以下</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>側面は1面につき 1.5 ㎡以下</p> <p>側面・後面それぞれ1面当たり2個以下 窓・ドア等のガラス部分に表示するものでないこと。 消防車・救急車と紛らわしくないものであること。</p> <p>【1車両当たりの表示面積が4㎡以上のもの】 市長が別に定める基準に適合するものであること。</p>
広告宣伝用自動車	
<p>消防車・救急車と紛らわしくないものであること。</p>	